

船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年6月30日 14時25分ごろ
発生場所	三重県紀宝町鵜殿港東方沖 鵜殿港東防波堤北灯台から真方位095° 4.5海里付近 （概位 北緯33° 43.8′ 東経136° 06.8′）
インシデントの概要	プレジャーヨット夕音は、南進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット 夕音、5トン未満（長さ8.60m） 235-21245愛知、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力17.7kW、回転数毎分3,400、3気筒、ボア75mm、使用燃料軽油、昭和63年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、回航の目的で大韓民国慶尚南道統営市^{キョンサンナムド トンヨン}に向け、船長が操舵室で自動操舵とし、約5ノットの対地速力で南進中、操縦パネルから警報が発し、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の再始動を試みたが始動せず、運航不能と判断して118番通報し、本船は、来援した巡視艇によりえい航されて鵜殿港に到着した。</p> <p>機関修理業者は、主機を点検した結果、クランク室に潤滑油がほとんどなく、デコンプレバーを上げてシリンダ内を無圧縮にしてクランク軸をフライホイールで回転させたが、滑らかに回転しなかったためオイル上がり^{*1}を生じて焼き付いたと判断したが、焼き付いた箇所は確認できず、主機を換装した。</p> <p>本船は、発航前、主機に潤滑油が規定量あることを船長が確認していたが、航行中、排ガスから白煙を発した。</p> <p>船長は、船齢が約33年の本船を本インシデントの1か月前に中古で購入し、主機の潤滑油を交換したが、修理業者による主機の開放点</p>

*1 「オイル上がり」とは、ピストンリング等の摩耗で潤滑油がピストンとシリンダとの間からすり抜けてシリンダ内に入り燃焼する現象をいう。

	<p>検を行っていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、中古で購入後に主機の開放点検が行われていない中、南進中、主機のクランクケースの潤滑油が欠乏した状態で運転を続けたことから、焼き付きを生じ、主機の運転ができなくなり運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、クランクケースの潤滑油が欠乏していたことから、オイル上がりが生じたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、中古で購入後に主機の開放点検が行われていない中、南進中、主機のクランクケースの潤滑油が欠乏した状態で運転を続けたため、焼き付きを生じ、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、排ガスから白煙を生じた際、定期的に潤滑油量を計測し、消費量が多い場合、直ちに機関修理業者に依頼して点検、修理を行うこと。 ・ 船舶所有者は、中古船を購入した際、主機の開放点検を行うことが望ましい。